

京都大学	博士（文学）	氏名	小野木 聡
論文題目	唐宋変革期における御史機能の研究		
<p>（論文内容の要旨）</p> <p>本論文は、序章、本論四章、終章より成る。</p> <p>序章「唐宋変革と御史」では、内藤湖南の指摘に始まる「唐宋変革」論についてふり返ったあと、本論での検討範囲を、変革期をはさんだ唐前半期から北宋までと規定し（第一節）、その間の官僚機構の変化を象徴する使職のみに着目するのではなく、「旧来の官制の拡大ないし部分的な改造」を明らかにする必要がある、そうした観点から御史を取り上げるという（第二節）。中国の皇帝政治において重要な役割を果たした監察制度について、従来の研究は正史や政書を用いて行われているが、そこから零れ落ちた部分を取り上げない限り、唐後半期の体制を十全に理解できないと述べ、断片的な史料の博搜・接合によって制度の復元を試みるとする（第三節）。</p> <p>第一章「唐後半期の地方監察—出使郎官・御史と巡院、憲銜保持者」は、唐後半期の大暦年間以後の詔勅においてしばしば地方監察を命じられている出使郎官・御史と巡院について、先行研究ではそれぞれの性格規定が曖昧なことを指摘し、これらをトータルに検討するものである。郎官（郎中・員外郎）の出使には「郎官を指定する出使」「臨時の出使」があり、前者には南方において地元出身者を州県官に任用するための選補使（南選使）が、後者には地方官の人事査定を行う黜陟使などがある。御史の出使には、「御史職務を遂行するための出使」に、告発された地方官の不法行為を調査する「推按」や南選の監視を行う監選使があり、郎官同様に「臨時の出使」もある。さらに、侍御史・殿中侍御史・監察御史の三院御史の出使にかかわって都での職務分担にしばしば変更が生じたことが指摘される。出使郎官・御史は唐後半期の体制転換によって生じた様々な問題に対処すべく頻繁に派遣されるようになるが、帰朝後の聞奏は必要に応じて行われるにとどまり、訪察の効果は上がっていなかった（第一節）。元和年間には、塩鉄転運・度支使下の知院官に御史の官銜（憲銜）が与えられ、監察の職務を担うことが明示された。先行研究がいうように巡院が組織として監察を行い、御史台の統属下に入ったのではなく、「知院官中の憲銜保持者」が監察を担当したのだとする。知院官による監察は出使期間中しか監察できない郎官と御史による機能不全を補い、さらに唐末の大中年間には觀察使幕職官中の憲銜保持者にも監察権限が付与された（第二節）。出使郎官・御史に憲銜を保持する知院官や幕職官が加わったことで前者の比重が低下したように見える。しかし、ここには、両者を併用することで地方に常駐する後二者が監察の機会を自己利益の追求に利用するのを防ぎ、それぞれの権限を限定しようとする政策意図がうかがえるとする。</p>			

第二章「唐における侍御史知雑事と御史台の変容」は、御史台内部の統制に侍御史知雑事（以下「知雑事」）が果たした役割の変遷をみることで、個々の御史の行動に対する御史台内外からの掣肘について検討する。知雑事に注目した頼瑞和（2006）の見解を基礎としながら、氏が触れていない論点をも取り上げ、侍御史知雑事の地位の変化から御史台自体の性格の変容を追究するものである。御史台は、御史大夫・中丞の下に台院（侍御史四人）・殿院（殿中侍御史六人）・察院（監察御史十人）が置かれる。台院の最古参が知雑事であり、唐中期の天宝年間以降に史料に登場する。その地位上昇を物語るのが開元十一年（723）に建てられた御史台精舎碑である。本碑の碑陰額に追刻された歴代の知雑事の題名に注目し、最初に刻まれた楊慎矜が同時に史料で確認しうる最早の就任者であることから、彼の就任が知雑事の地位上昇をもたらしたと推論する。彼以後も知雑事が高い地位を保ったのは、三院御史の懲戒権を握っていたからであり、その懲戒権は御史の会食後の儀礼によって可視化された（第一節）。知雑事は本来御史中の最古参者になるもので御史の代表者であったが、御史を統制する装置へと変貌してゆく。台長（御史大夫・中丞）によって推薦されるようになり、さらに郎官の兼任者が増えてゆき、記録に残っている知雑事のうち九割強を占める。また、「人君の耳目」として個々の御史が長官に報告せずとも不正を弾劾できたのが、長官への報告が必要とされるようになり、御史の独立性は失われていった。それを象徴するのが、知雑事の「副貳（次官）」化であった。台長による知雑事の推薦、知雑事の台長への昇進は、牛李の党争から甘露の変に至る政局でも大きな意味を持った（第二節）。知雑事の人事は、五代後晋の天福年間にいったん旧制に復したが、六年後には再び郎官による兼任制に戻った。この体制が北宋にも受け継がれ、知雑事は御史台の次官であると明確に定められ、元豊年間の改制により、知雑事は侍御史と改称された（第三節）。こうして「耳目の官」である御史の自律性は失われていったのである。

第三章「唐代の「冬薦」制度」は、これまで本格的に検討されてこなかった人事制度である「冬薦」を取り上げる。貞元五年（789）に始まった冬薦の主たる対象は檢校郎官や憲銜を帯びた元幕職官（罷使郎官・御史）である。当初は対象が在京者であるか否かによって挙主（推薦者）が異なっていたが、元和七年（812）に挙主は朝官に限定され、大和七年（833）には被推薦者が幕職官在任二年を経ていることが要件とされ、当初の推薦濫用に対して徐々に歯止めがかけられていった（第一節）。その実施状況を具体的にうかがわせるのが、韓愈の「冬薦官殷侗状」である。当文書の作成時期は元和十一年とされてきたが、当時、太子右庶子であった韓愈に推薦の資格はなかったことを指摘し、在京している殷侗を韓愈が推薦できるのは元和六年に職方員外郎であった時のこととする（第二節）。他の三件の事例からは、藩鎮以外の諸使の幕職官経験者も冬薦の対象となること、罷使から冬薦までの期間は不問であったことが分

かる（第三節）。以上の検討の結果、冬薦の核心は幕職官を正員官にする経路を地方主導で整備するところにあったとする先行研究に疑義を呈し、主導権は朝廷にあったとする。また、推薦を受ける官人にとっては、通常の吏部銓選を経ずに次のポストを得られるというメリットがあった。

第四章「唐宋における「台参」制度」は、官人が御史に対して行う参謁儀礼である「台参」を検討すると同時に、これまで取り上げられなかった「廊参」に注目する。就任時に台参を求められる対象は従来考えられていたより範囲が広く、京兆・河南府とその属県の長官以下の官員であった。御史大夫・中丞の就任時にはこれらの官員に加えて、諸道進奏官、在京中の廊参すべき地方官が台参を行い、進奏官はほかに四季の初め、五月一日、冬至にも行うことになっていた。台参よりも軽い儀礼である廊参を就任時に行うのは文武の朝参官、諸道節度等使、州刺史であり、ほかには幕職官・上佐の交替・転任期、節度等使や進奉の使者の入朝・離京時にも行われ、三院御史の就任時には京兆尹・少尹・両県令が行った。その場所は宣政殿前の東西両廊であったと推定する。台参の主要な目的は、御史台・東台と京兆府・河南府の組織相互の力関係を規定するところであり、進奏官に対して台参を求めたのは、彼らの京城での行動を統制しようとしたためだとする。廊参の目的は、皇帝との距離が近く御史と接触する可能性の高い常参官に対しては、御史台まで足を運ばせずともその權威を儀礼の形で可視化することにあった。接触機会の少ない地方官には御史の權威をそれほど強く意識させる必要はなかったので、廊参にとどめられた。権力を持つ藩帥に台参を求めることは反発を招きかねないので廊参だけを求め、新任の者にはそうした配慮が不要なので御史大夫・中丞就任時の台参を求めたとする。このように台参と廊参を組み合わせることで御史の權威の可視化が図られたのである（第一節）。五代には、藩鎮と中央の力関係を反映して進奏官は台参しなくなっていたが、後唐天成元年（926）に旧制に回帰した。また、京師の府司と両県の官の台参の際に印杖を御史に呈する儀礼は北宋にも受け継がれた（第二節）。北宋の台参は御史台では行われず、常朝の日に実施される見謝辞の儀礼に際して朝堂で御史に接見する、つまり「廊参」に類したものへと変化し、その目的は官人の健康状態と施政能力の確認となっていた（第三節）。唐代の台参・廊参は儀礼であると同時に官人の審査・弾劾の場にもなりうることから、廊参がすでに北宋の台参のような官人審査の機能を果たしていた可能性を示唆し、北宋ではそうした機能が重視されて、廊参が台参と呼ばれるようになったのではないかと推論する。

終章「結論」では、各章を総括したうえで、唐宋変革における官僚制の変容を見極めるには、御史などの個々の律令正官の職事を分析するだけでは限界があり、唐後半期に新たに編成された「官人秩序」の把握を把握する必要があるとして、朝廷における班序や服飾などの制度や儀礼面からアプローチするという今後の展望を示す。

(論文審査の結果の要旨)

国家機構の中に官僚の不正をチェックする監察機能が備えられることは中国に限らないが、それでも監察制度の通史が何冊も書かれているように中国の政治史において監察制度が持つ意味は大きい。また、2018年には「中華人民共和国監察法」が成立しているように、アクチュアルな問題でもある。明代に中国に布教にやってきたイエズス会士たちが、その政治システムを描写する中で監察制度が果たす役割を特筆しているのも、それが中国の官僚機構の一つの特色であることを傍証しているだろう。そうした監察制度が律令体制のもとで整備され、一つの帰結を見たのが唐代の御史台機構であった。

日本では、唐代の御史台や監察制度を総括的に論じたのは五十年前の八重津洋平の研究しかなく、宋代についてはそうした研究は存在しない。一方、中国には豊富な研究蓄積があるが、唐代と宋代の間に中国史の分水嶺があるとする日本由来の「唐宋変革」論が知られるようになった今日でも、断代史的な記述にとどまっており、「唐宋変革」の中において、監察制度や監察にかかわる官員の地位がいかに変化していったかという問題意識を持った研究はほとんど存在しないといってよい。著者は、地方に監察のために出使する郎官・御史の役割、官人が検校官として帯びる「憲銜」の持つ意味（第一章）、御史台にあって大夫・中丞に次ぐ地位にあり、三院御史を代表する存在である侍御史知雑事の性格の変容（第二章）、検校官として郎官や御史を帯びた元幕職官を主な推薦対象とする制度である「冬薦」（第三章）、そして御史に対して参謁する儀礼である「台参」「廊参」（第四章）に着目する。これらは史料にまとまった記述が残されていないために、これまでその重要度に見合った扱いを受けていなかった。本論文は、関係史料を細大漏らさず蒐集し、これらの制度の復元を図ることで、唐宋両代の架橋を試みた労作である。その特色は以下の三点にまとめられる。

一、唐宋変革の中に御史の官界における位置の変化を跡付けたことである。前述したように御史研究はおおむね断代的記述に終始し、唐代の研究は後世への展望を欠き、宋代の研究は前代からの継承の側面があまり意識されない。両代を扱った監察制度の通史についても同様である。唐から宋にかけての官制用語には名称が同じでもその内実が異なることが往々にしてあり、また五代期の史料が少ないことも、唐宋両代の連続・不連続の側面をとらえにくくしている。著者はこうした点を十分に認識し、零細な史料にも周到に目を配ったうえで、制度の連続・非連続を丁寧に解析している。その長所がよく表れているのが第四章であり、台参に加えて廊参を検討することで、その意味内容の変化を突き止めた。第二章の侍御史知雑事の御史台内外における地位の変化についての検討とともに、唐宋における御史の地位を考えるうえで重要な知見を付け加えたと評価できる。

二、御史の職掌だけでなく、御史相互ないし御史と他官の関係性について儀礼面から分析を加えたことである。現在、中国史において儀礼面の研究が盛んにおこなわれているが、国家儀礼や外交儀礼に注目が集まり、著者がいうところの「官人秩序」を

支える儀礼の分析は数少ない。こうした日常的儀礼が耳目を集めるのは官人同士の儀礼をめぐる対立が起きた時であり、史料上に露頭するのも多くはそうした事例であるため、エピソード的に語られるにとどまっていた。著者は、それらのエピソードを導きの糸としながら、ここでも関連する材料を周到に綴り合わせることで、儀礼の復元を図った。第一章では御史の会食後の懲戒儀礼を、第四章では台参・廊参の範囲とその意味するところを明らかにしたのがその成果である。

三、「憲銜」が持つ意味の再考を迫っていることである。唐代後期には、節度使以下地方の官人が往々にして御史台の官を帯びたが、これらは「虚銜」つまり実質的な意味を持たない、というのが一般的な理解となっている。しかし、著者は第一章で巡院が監察にあたったとする従来の説を否定して、監察を任じられたのは巡院官中の「憲銜」を帯びる者であるとする新説を提示して、「憲銜」を帯びることに実質的な意味を見出している。また、第三章で扱う「冬薦」の前提の一つに「憲銜」があったことを指摘する。「憲銜」さらには「検校官」一般が果たした機能の再考を促すものである。

これまでほとんど顧みられることがなかった史料をすくいあげて緻密な分析を加えるだけでなく、古くから研究の蓄積がある御史台精舎碑に新たな側面から光を当てる（第二章）など個々の史料を扱う手腕に冴えをみせ、上掲以外にも先行研究の誤りをいくつか正しており、各章それぞれが独自の学術的価値を有している。しかし、著者が「本稿の関心は正史・政書における体系的記述から欠落した部分にある」と述べるように、「拾遺」の姿勢に終始しているのは物足りない。たとえば、第一章で論じられた唐代後半期の地方監察の形と五代以後のそれとの連続・非連続が展望されていないし、第三章が論題である「御史機能」にどうかかわるのかも明示されていない。序章の「本稿は律令正官の分析にとどまらず、使職理解の深化でもあり」という宣言も本論で回収されることなく終わっている。各章で解明された事柄を従来の研究とあらためてつきあわせたいうで、唐宋の官制改変における御史の意義について総合的に論じられるべきであった。また、使われる史料にはそのままでは理解が難しいものが多く、必要に応じて校訂がなされているが、その基準が示されていないのは読者を少なからずとまどわせる。

しかし、著者は本論文を足場にして、唐宋期における官人秩序の成立・再編という、より大きなテーマに向かってすでにスタートを切っている。今後の研究の過程で如上の問題も解決されてゆくことを期待する。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。2021年2月16日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当分の間、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。